

新潟都市計画 地区計画の変更（新潟市決定）

都市計画市場周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称	市場周辺地区地区計画
位 置	新潟市江南区丸山ノ内善之丞組、同区丸山ノ内善之丞組字浦郷、同区茗荷谷、同区茗荷谷字西圃、同区茗荷谷字東圃、同区西山字木山、同区西山字荒田の各一部
面 積	約18.9ヘクタール
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 <p>本地区は、新潟市中央卸売市場に隣接し、主要地方道新潟港横越線と主要地方道新潟亀田内野線に隣接する交通の利便に恵まれた地区である。</p> <p>また、この立地特性を活かし、民間開発事業により道路、下水道等の都市基盤が整備され、市場関連施設の立地を促進し、市場と一体となった「食」を機軸とした多面的な流通拠点形成される地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、建築物等の適正な規制・誘導を行うことにより、市場と一体となった「食」を機軸とした多面的な流通拠点に資する地区を形成し、かつ保全することを目標とする。</p>
	土地利用の方針 <p>市場関連施設の誘導を図り、市場と一体となった「食」を機軸とした多面的な流通業務の利便の増進を図る地域とする。</p>
	建築物等の整備の方針 <p>市場と一体となった「食」を機軸とした多面的な流通拠点の形成及び保全を図るため、建築物の用途、壁面の位置及び垣又は柵の構造について、適切な制限を設ける。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 事務所 (2) 自動車車庫 (3) 倉庫 (4) 工場 (5) ガソリンスタンド（A街区を除く。） (6) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 (7) 寄宿舍 (8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が3,000平方メートル以内のもの (9) 展示場その他これに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が10,000平方メートル以内のもの (10) 集会場 (11) 前各号の建築物に附属するもの
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線及び隣地境界線からそれぞれ1.5メートル以上離さなければならない。

	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面する垣又は柵の構造は生垣とする。</p> <p>ただし、道路面からの高さを1.0メートル以下としたもの、又はフェンス等で透視可能なものとした場合は、この限りではない。</p>
--	------------	--

「区域及びA街区は計画図表示のとおり」

理由

隣接する新潟市中央卸売市場と一体となった「食」を機軸とした多面的な流通拠点に資する地区を形成し、かつ保全するため。



市場周辺地区地区計画 計画図 S=1:3,500



凡 例	
	地区計画の区域界
	地区計画区域